

少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書

日本の将来を担い、安全で安心な社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は、極めて重要です。特に、義務教育段階にある子どもたちへの教育は、豊かな人間性を育み、民主主義国家の重要な構成員としての資質を身につけさせる上でとりわけ重要です。

義務標準法が改正され、小学校1年生では35人以下学級の基礎定数化がはかられたものの、小学校2年生では、加配措置にとどまっており、他の学年や中学校においては、全く何の措置も講じられていません。日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員一人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どものきめ細かい対応を行うためには、1学級の学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げています。このように、保護者も更なる少人数学級を望んでいます。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられるようにすることは、憲法上の要請であり、国家の責務です。しかし、義務教育費国庫負担制度の国負担の割合は、3分の1のままで、GDPに占める公的教育費の割合は、OECD31カ国の中で日本は、最下位となっています。また、自治体の財政状況により、教育条件に格差が生じることがあってはなりません。

よって、子どもたち一人ひとりの教育水準の向上を図るために、政府におかれましては、下記のことを実現されますよう強く要望します。

記

1. 義務標準法を改正して、小学校2年生以上の35人以下学級を実施すること。
2. 教育水準の向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成27年9月25日

福岡県那珂川町議会

内閣総理大臣 様
文部科学大臣 様
総務大臣 様
財務大臣 様